

⑨洗面所

【基本的考え方】

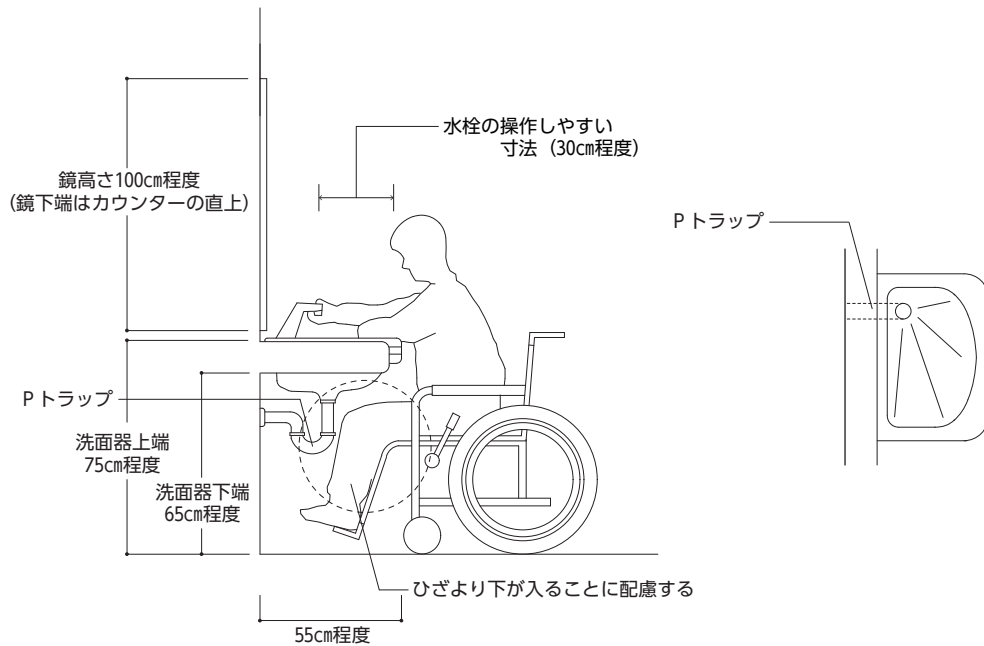
車椅子使用者用便房以外に設けられた洗面・手洗器も、1 以上を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとし、車椅子使用者も円滑に利用できるものとする。

■望ましい整備

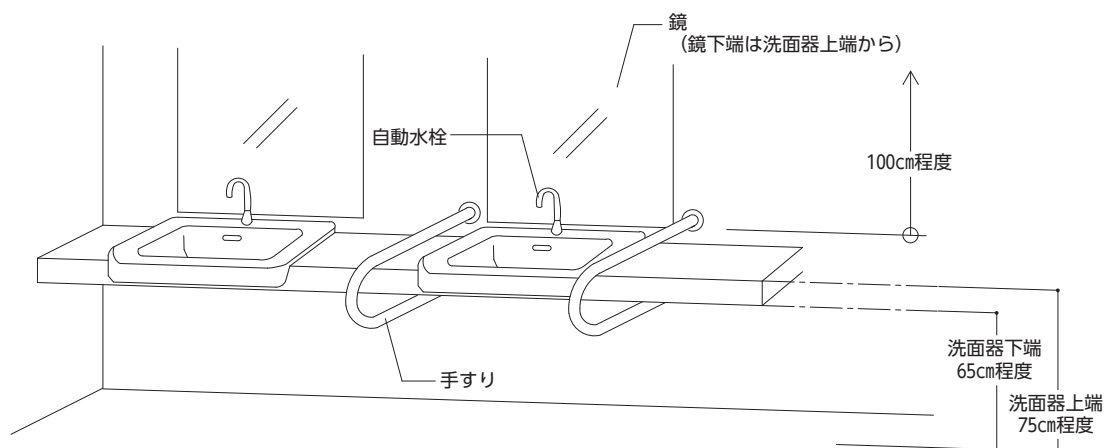
洗面器	◎ 壁に堅固に取り付ける。 ◎ 車椅子使用者が利用可能な洗面器（以下「車椅子対応洗面器」という。）を 1 以上設ける。 ◎ 車椅子使用者と歩行困難者に配慮したものを分けて 2 か所以上に設ける。 ◎ 車椅子対応洗面器は、下部に高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 ◎ 洗面器の上端の高さは 75cm 程度とする。 ◎ 子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。	→【図 19.1】参照
手すり等	◎ 洗面器のうち 1 以上には、歩行困難者が利用しやすいよう手すりや左右にカウンターを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。ただし、車椅子使用者専用となる洗面器には手すりを設けなくてもよい。	→【図 19.2】参照
水栓金具	◎ 光感知式等の自動式が最も良いが、手動式の場合はレバー式など簡単に操作できるものとする。 ◎ 水が跳ねないものを使用する。	
トラップ	◎ 車椅子使用の際に支障とならないよう横引きタイプ（Pトラップ）とする。	→【図 19.1】参照
鏡	◎ 車椅子対応洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。	→【図 19.1】参照
床面	◎ 床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
その他の注意事項	◎ 手荷物棚や車椅子使用者が使いやすい高さの荷物掛けフックを設ける。 ◎ 洗面台の前面には車椅子の転回に必要なスペース（幅 140cm 程度）を確保する。 ◎ 洗面台周りの附属品（石けん容器、ペーパータオル等）は、仕上がり床面から 80cm～100cm の高さで、洗面台中央から 75cm 程度の利用しやすい位置に設置する。	

《 参 考 図 》

【図19.1】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



【図19.2】 手すり付き洗面化粧台



②0更衣室・脱衣室

【基本的考え方】

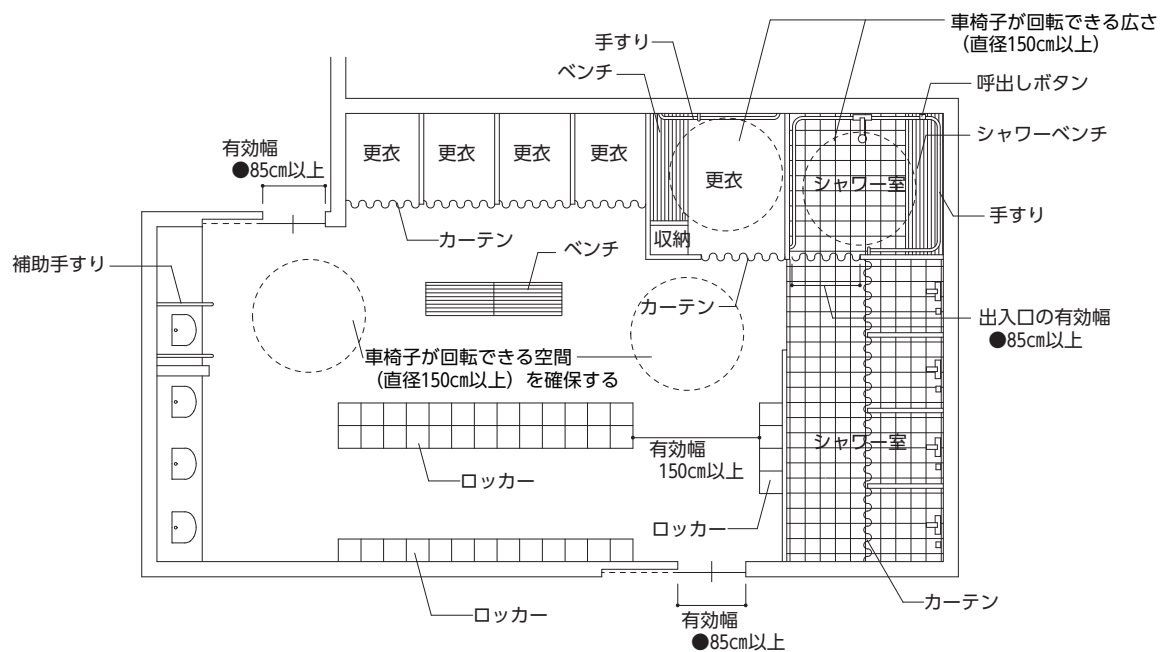
高齢者、障害者等が更衣及び入浴のための脱衣を円滑に行いやすい形状、位置に設け、一連の動作が円滑に行えるよう形状等に配慮する。

■望ましい整備

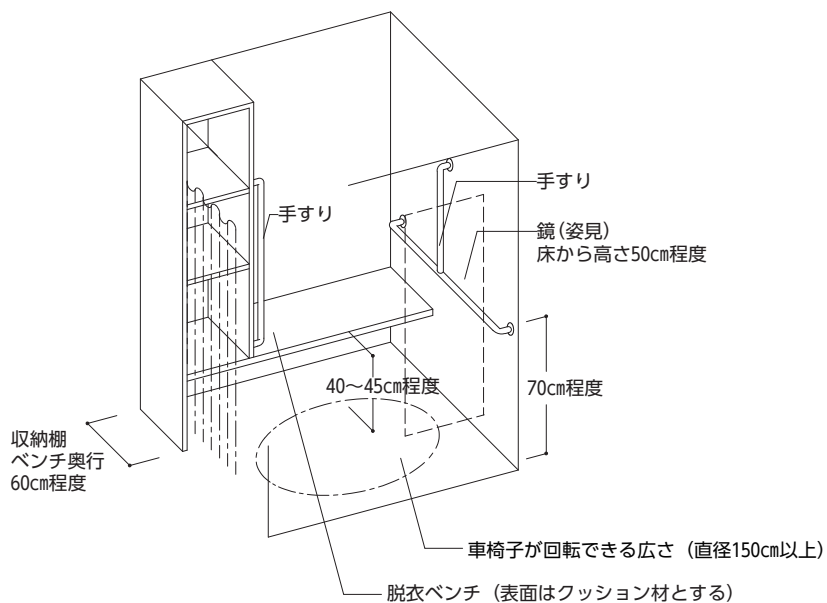
	移動等円滑化の措置がとられた浴室等と一体となる更衣室・脱衣室の出入口及び床面の仕上げは、建築物（共同住宅等以外）の整備基準「⑨浴室又はシャワー室」による整備が必要となる。	
出入口	◎ 更衣室、脱衣室へ入るための主な出入口の有効幅は90cm以上とする。 ◎ 更衣室、脱衣室へ入るための通路、出入口は段差その他の障害物を設けない。 ◎ 出入口前後に車椅子使用者が方向を転回できるスペースを設ける。 ◎ 戸を設ける場合は上つり引き戸とする。 ◎ ブースなどはカーテンとする。	→【図 20.1】参照
手すり	◎ 室内の周囲に手すりを水平に、また必要に応じて垂直に設ける。	
脱衣ベンチ	◎ 更衣室には脱衣ベンチを置く。 ◎ 高さは車椅子の座面高さ(40～45cm)と同程度とし、幅は180cm程度以上、奥行きは60cm程度以上とする。 ◎ ベンチの表面及び上体の寄りかかる壁などの部分はクッション付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。 ◎ 利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。 ◎ 必要に応じ、上部にぶら下がり用つり輪を設ける。	→【図 20.1】 【図 20.2】参照
ロッカー	◎ ロッカーは車椅子でも使用できる高さに取り付け、下部は車椅子のフットサポートが入るようスペースを確保する。 ◎ 車椅子での使用に適する高さ及び位置は、下端床から30cm程度、上端床から120cm程度、奥行き60cm程度である。 ◎ ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調整ができるものとする。 ◎ ロッカーは補助具を入れるための大きめのものも設ける。 ◎ ロッカーに番号等を付ける場合は、大きめの文字を使用するなど分かりやすい標示とする。	→【図 20.2】参照
床面	◎ 床面は滑りにくい仕上げとする。 ◎ 床面は転倒しても衝撃の少ない材料を用いる。	
その他の注意事項	◎ 介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。	

《 参 考 図 》

【図20.1】更衣室・脱衣室の例



【図20.2】更衣ブースの例



②屋上・バルコニー

【基本的考え方】

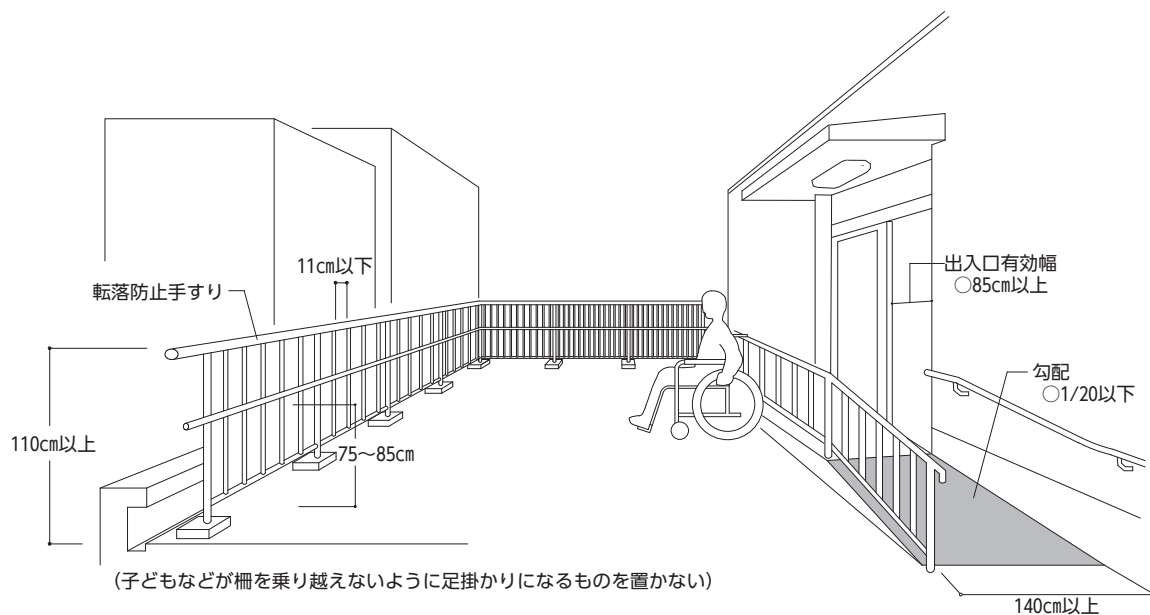
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路等として整備する必要がある。

■望ましい整備

床面 (表面)	◎ 床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
(段差)	◎ 通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子使用者が円滑に通行できるものとする。	→【図 21.1】参照
スペース	◎ 車椅子で移動・回転できるスペースを確保する。	→【図 21.2】参照
手すり	◎ 転落防止用の手すり(高さ110cm以上)の他、転落防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設ける。 ◎ 転落防止用の手すりの足元周辺には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。	→【図 21.1】参照
屋根・ひさし	◎ 屋上への出入口及びバルコニーには屋根又はひさしを設ける。	→【図 21.2】参照

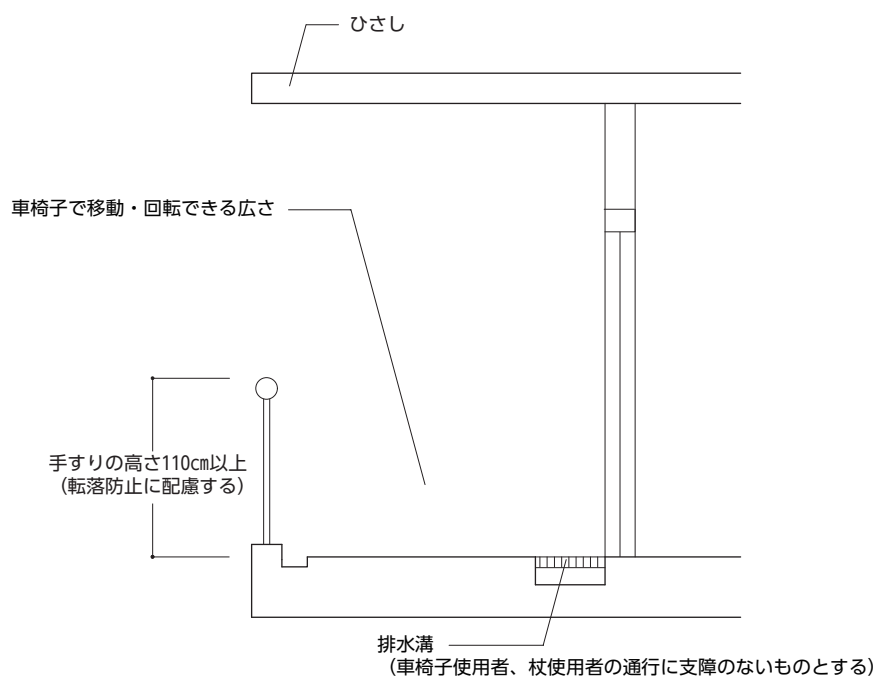
《 参 考 図 》

【図21.1】 屋上の整備例



【図21.2】 出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



②カウンター

【基本的考え方】

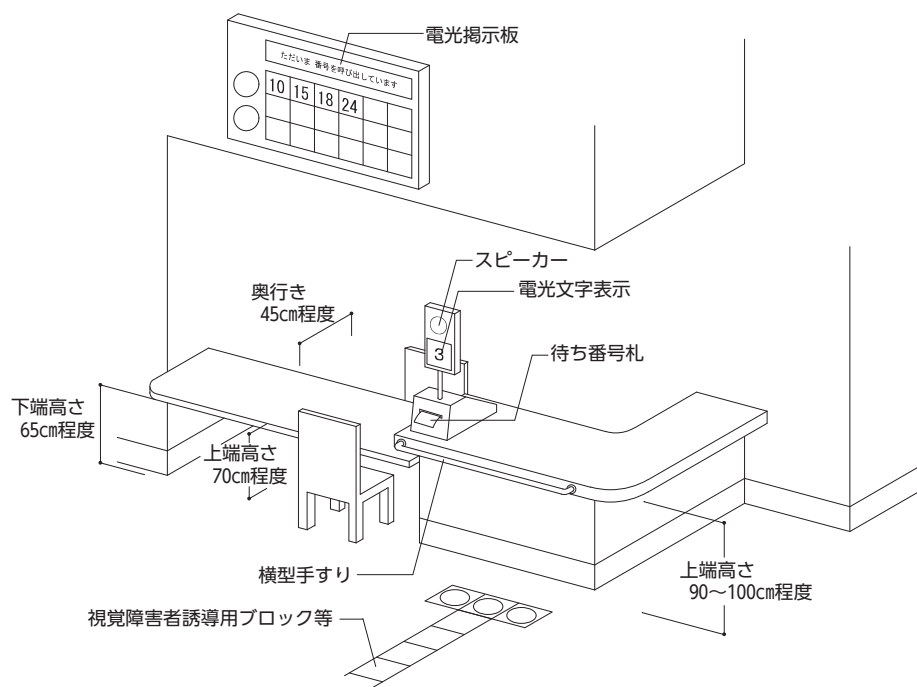
カウンター・記載台は、物品の受け渡し、筆記による応対、対話による応対などの内容に応じて仕様を検討し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状、位置に設ける。

■望ましい整備

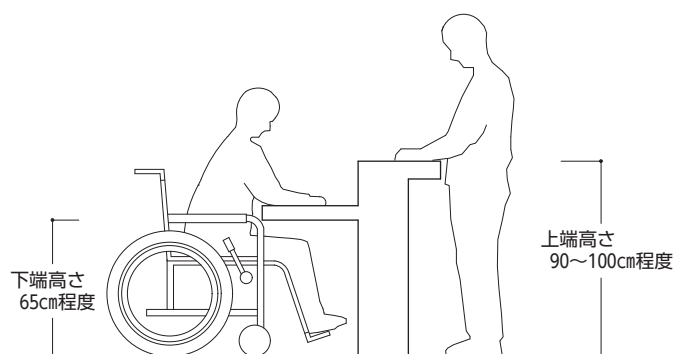
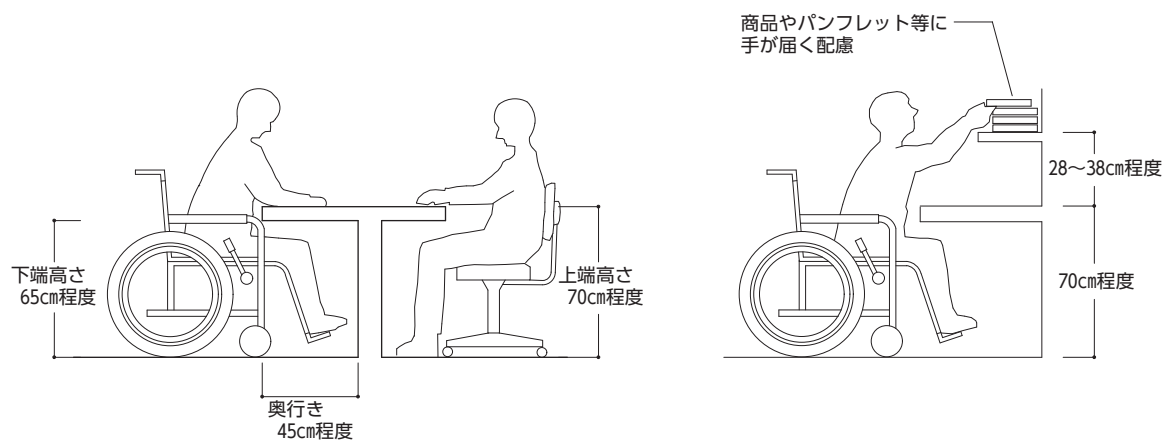
高さ	◎ 車椅子使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車椅子使用者のひざが入るように、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは 70cm 程度とする。 ◎ 車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 (例) 椅子を使用する場合:机上面高さ 70~80cm 程度 立位で使用する場合:机上面高さ 90~100cm 程度 ◎ 杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。	→【図 22.1】 【図 22.2】参照 →【図 22.1】参照 →【図 22.3】参照
スペース	◎ 車椅子使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペース(150cm 角以上)を確保する。	
手すり	◎ 立位で使用するカウンター等は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設ける。	→【図 22.1】参照
呼出し カウンター	◎ 官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、電光掲示板等を併せて設置する。 ◎ 赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。 ◎ 施設用途や必要性を考慮した上で必要に応じ、聴覚障害者等への情報伝達のため、室内信号装置を設置する、又は室内信号装置の受信機を貸し出す。	→【図 22.1】参照
筆談用具等	◎ 筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ◎ 見やすく分かりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をする。 ◎ 障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、ICT 機器の活用も有効である。	
ベビーチェア	◎ 小さな子どもを連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビーチェアを設置することが望ましい。	

《 参 考 図 》

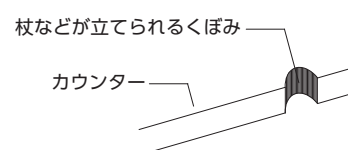
【図22.1】 カウンターの整備例



【図22.2】 カウンターの基本寸法



【図22.3】 カウンターにくぼみを付けた例



②③ 公衆電話

【基本的考え方】

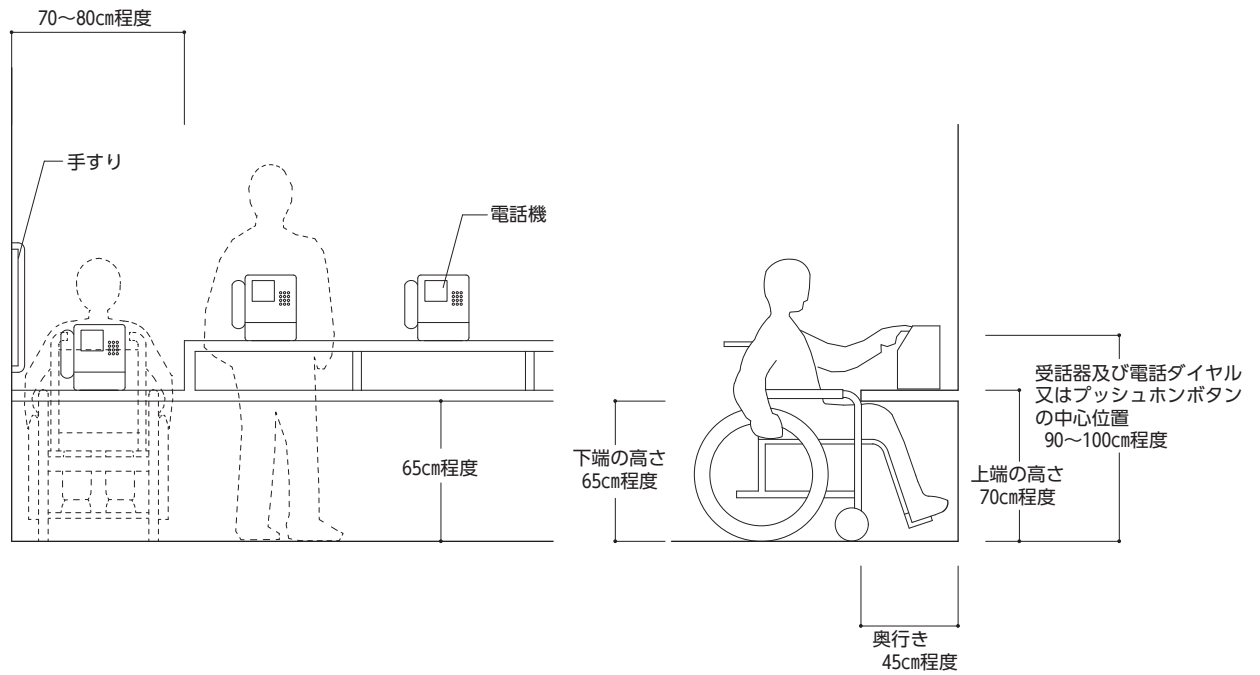
高齢者、障害者等が利用することができる公衆電話を、玄関ホールなどの分かりやすい場所に設置する。

■望ましい整備

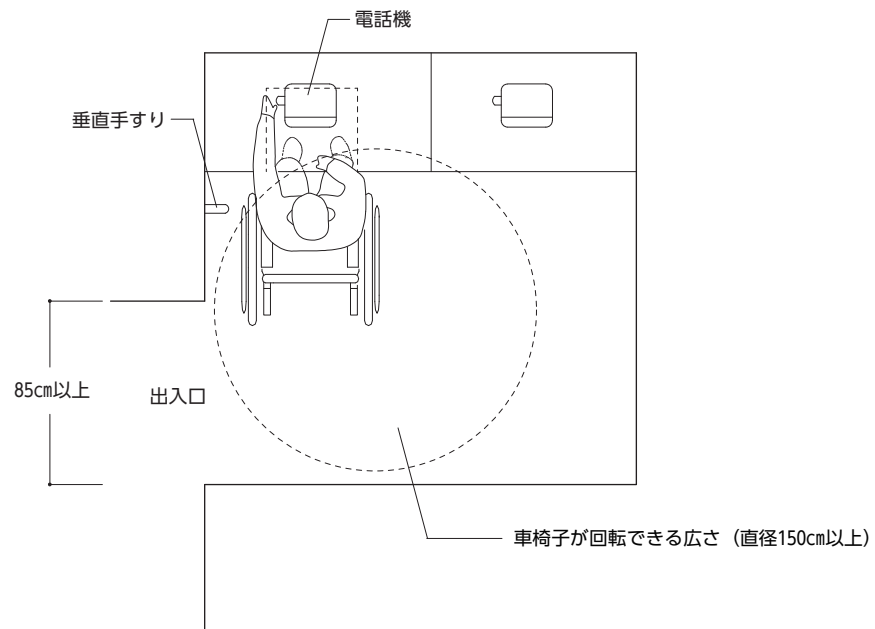
電話台	◎ 車椅子使用者の利用する電話台の高さは70cm程度とし、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。 ◎ 車椅子使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュホンボタンの中心の高さは、90～100cm程度とする。 ◎ 電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ、手元灯を設置する。 ◎ パーソナルコンピューターを置く場所を設ける。	→【図 23.1】参照
電話機等	◎ 視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障害用プッシュホン式等の電話機を設置する。 ◎ 聴覚障害者、言語障害者のためのファクシミリを設置する。 ◎ 通信モデム端子を有する公衆電話を設置する。	
周囲	◎ 周囲に、車椅子使用者が近づけるようなスペースを確保する。	→【図 23.2】参照
手すり等	◎ 杖使用者など歩行困難者のため、体を支える手すり又は壁面を設置し、杖を立てかける場所を設ける。	
標示	◎ 障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。	

《 参 考 図 》

【図23.1】 電話台等の基本寸法



【図23.2】 電話台周辺の整備例



②④自動販売機・水飲み器

【基本的考え方】

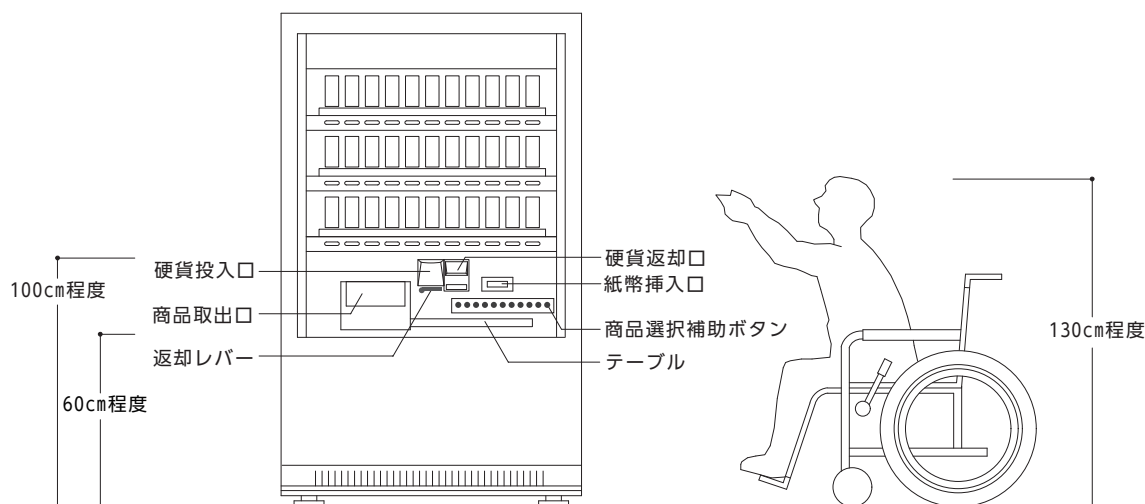
自動販売機・水飲み器はできるだけ設計段階で、だれもが使用しやすい位置と形状に配慮するとともに、通行の支障とならないよう配慮する。

■望ましい整備

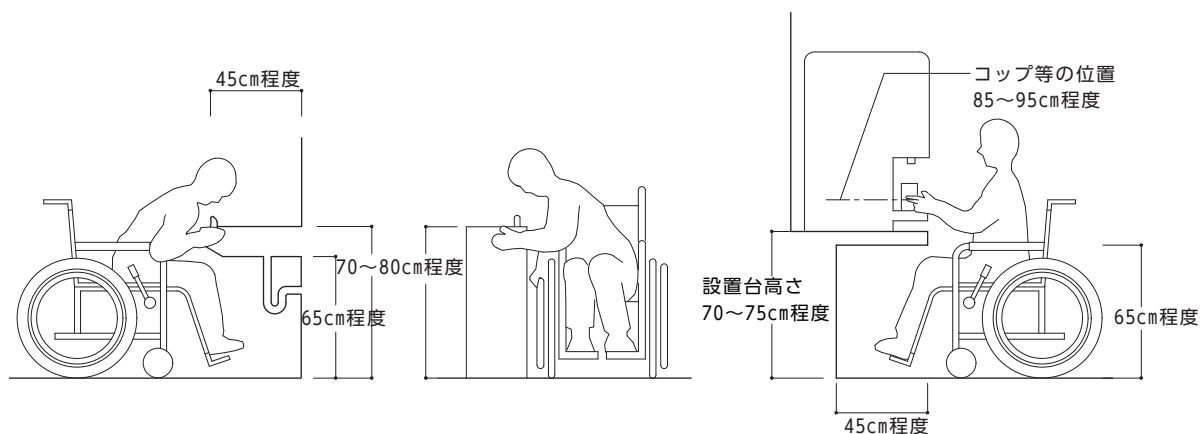
自動販売機	◎ 転倒防止金物により壁や床に固定する。 ◎ 車椅子使用者が接近できるようなスペースを確保する。 ◎ 金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ60cm～100cm程度の範囲に収まるものを設置する。 ◎ 自動販売機の下部には車椅子のフットサポートが入り込める空間を設ける。 ◎ 操作ボタンには、品目、金額等を点字で表示する。 ◎ 自動販売機のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外に平仮名を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ◎ 金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。 ◎ 金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより識別しやすいものとする。	→【図 24.1】参照
水飲み器	◎ 水飲み器の型式は壁掛式とするなどにより下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。 ◎ 壁から突出している水飲み器は、視覚障害者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設置する。 ◎ 水飲み器、自動販売機等の周辺には、車椅子使用者が接近できる水平部分を確保する。 ◎ 水平部分は、間口150cm以上、奥行き150cm以上のスペースとする。 ◎ 車椅子使用者用に周囲に十分なスペースを確保する。 ◎ 飲み口は、高さ70cm～80cm程度とする。 ◎ 飲み口は、上向きとする。 ◎ 給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものと併設する。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。 ◎ 給水量の調節ができるものとする。 ◎ 杖をたてかける場所、フック等又は椅子を設置する。	→【図 24.2】 【図 24.3】参照 →【図 24.2】参照 【図 24.3】参照
その他の注意事項	◎ タッチパネル方式の自動販売機は、視覚障害者にとって分かりづらいため、テンキーをつけるなど、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。	

《 参 考 図 》

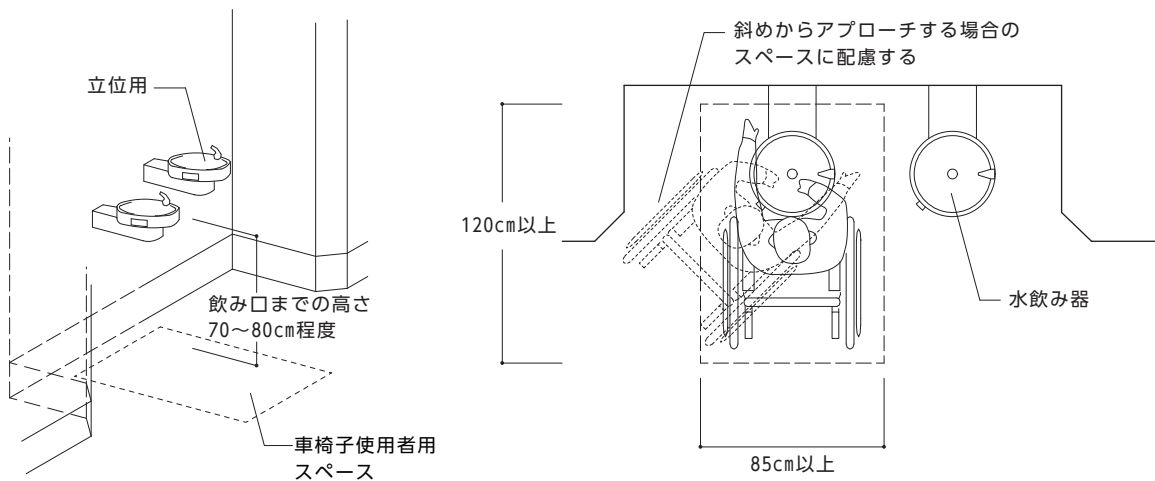
【図24.1】自動販売機の例



【図24.2】水飲み器の基本寸法



【図24.3】高さが異なる水飲み器の例



㊫コンセント・スイッチ

【基本的考え方】

主要なコンセント・スイッチ類は、車椅子使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け、視覚障害者を含むだれもが使用しやすい形状とする。

■望ましい整備

高さ・形状	㊫ コンセント類は、中心の高さが床上 40cm 程度に設置する。 ㊫ スイッチ類は、中心の高さが床上 110cm 程度に設置する。 ㊫ ベッド周辺に設置するコンセント・スイッチ類は、中心の高さが床上 80～90cm 程度に設置する。 ㊫ インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 110cm 程度となるよう設置する。 ㊫ 側面に壁がある場合、車椅子での寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保する。 ㊫ スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なタンブラースイッチなどを設置する。 ㊫ 操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。 ㊫ 同一用途のスイッチ類は建築物内で統一したデザインとする。 ㊫ コンセント・スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。	→【図 25.1】参照
標示	㊫ 必要に応じ点字表示を行う。 ㊫ 浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。	→【図 25.2】参照

《コラム》

写真提供：ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田

「コンセント、スイッチ類の位置の工夫」

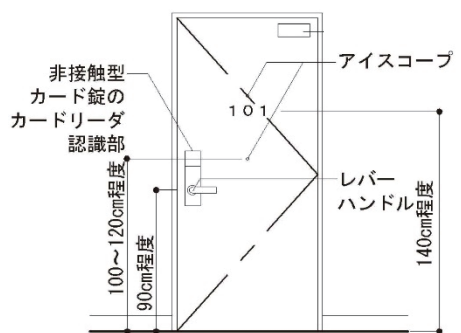
非接触型カード錠のカードリーダーは、床から 100～120cm 程度の高さに設けることが望ましい。

- ・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）
- ・室内のモニター（右）は床から 100cm の高さに設置

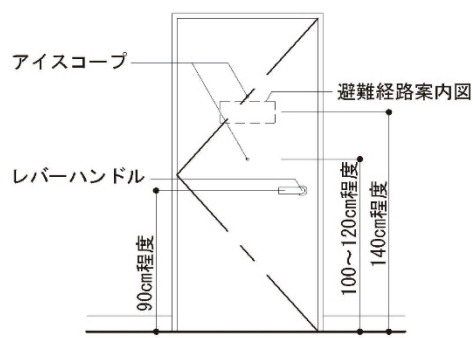


アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120cm 程度（車椅子使用者の目線の高さ）の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホンを設けることが望ましい。

錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。



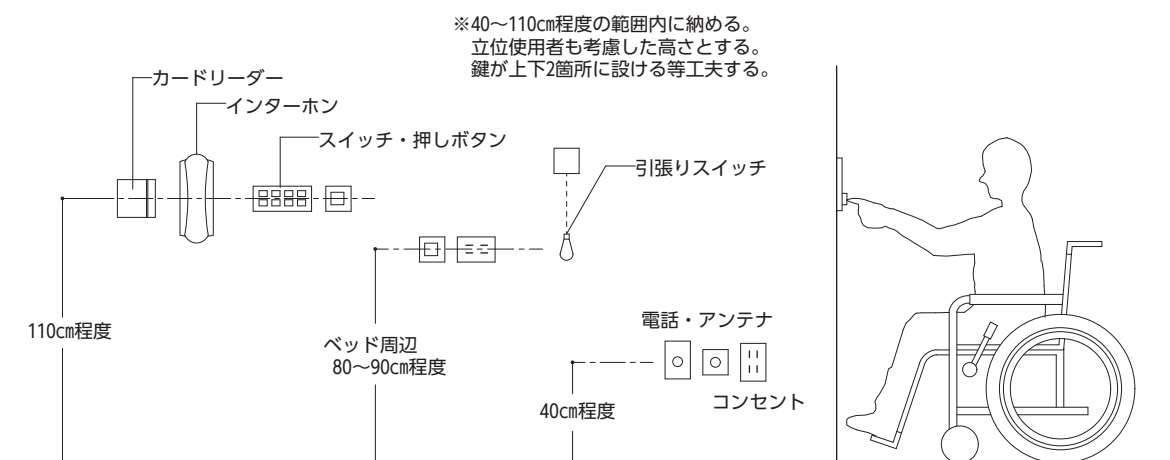
・客室出入口の開き戸（廊下側）の例



・客室出入口の開き戸（客室側）の例

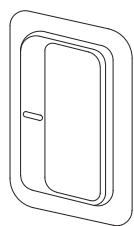
《 参 考 図 》

【図25.1】コンセント、スイッチの高さの例



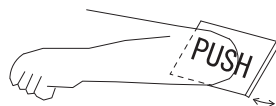
【図25.2】大型スイッチの例

■タンブラースwitch



スイッチの位置が分かりやすい
パイロットスイッチ付

■プッシュスイッチ



【写真25.1】コンセント、スイッチの高さの例



電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さに設けられたコンセント

床から110cmの高さ（モニター等の中心の高さ）に設けられた戸の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチ

写真提供：京王プラザホテル

②⑥緊急時の設備・施設

【基本的考え方】

危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関わる設備・施設については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は分かりやすく、最短の経路とすることが重要である。

■望ましい整備

警報装置	◎ 警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。 ◎ 警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字や図記号（ピクトグラム）により知らせる文字標示装置を設ける。	→【図 26.1】参照
避難経路・非常口	◎ 想定される避難経路上には段差を設けない。 ◎ 避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 ◎ 避難経路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さにも併設する。 ◎ 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に定める構造とし、かつ望ましい整備に適合する傾斜路を設ける。	→【図 26.2】参照
一時待避スペース	◎ 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 ◎ 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に 90×120cm の一時待避スペースを設ける。 ◎ 避難階段、特別避難階段などの階段の踊り場（各階につながる部分）、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 ◎ 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。 ◎ 一時待避スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する。 ◎ 階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。 ◎ 一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 ◎ 救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。	→【図 26.3～26.7】参照 →【図 26.8】参照
救急処置室・休憩室	◎ 多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。	
非常放送設備等	◎ 非常放送設備を設置する建築物には、視覚障害者、聴覚障害者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 ◎ 非常放送設備に加え、通報装置も設置する。	

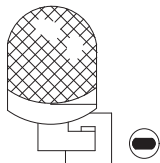
◆ソフト面の工夫

	◎ 聴覚障害者には連絡先を把握し、メール等で緊急時の連絡をすることも有効である。 ◎ 災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障害者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	
--	---	--

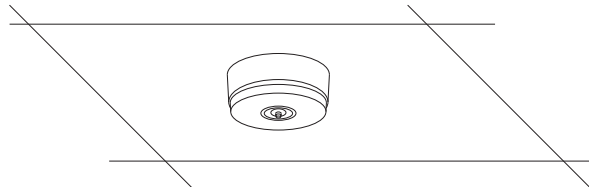
《 参 考 図 》

【図26.1】 警報装置の例

■非常ランプ

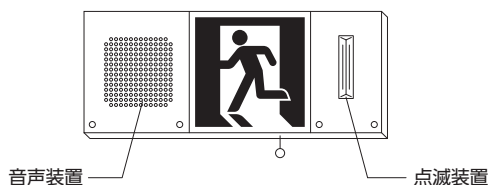


■光警報装置



【図26.2】 情報伝達設備

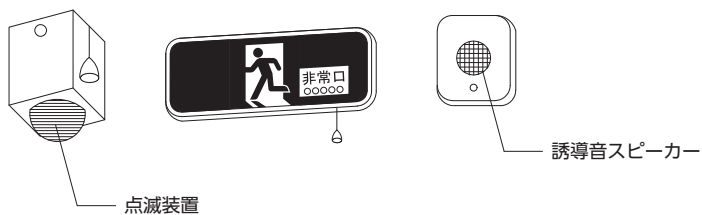
■点滅式誘導音付加誘導灯（壁埋め込み型）



■点滅型誘導灯（天井直付型）

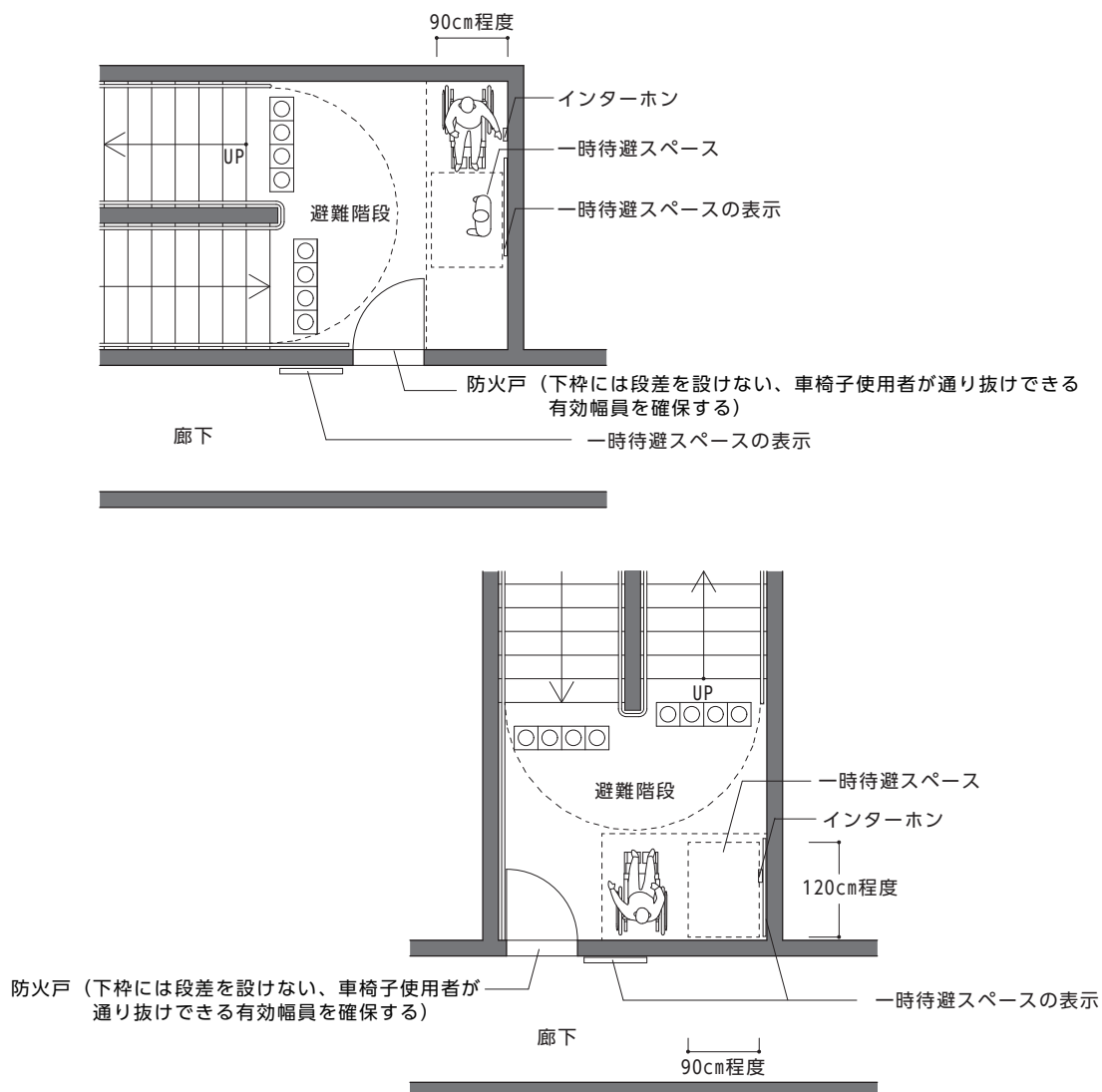


■既設誘導灯に追加取付する方法

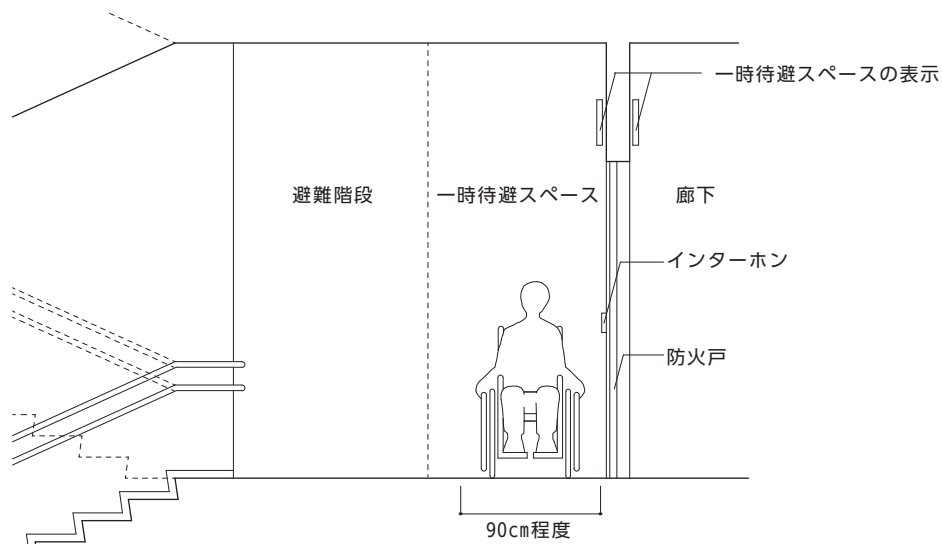


《 参 考 図 》

【図26.3】階段の一時待避スペースの例

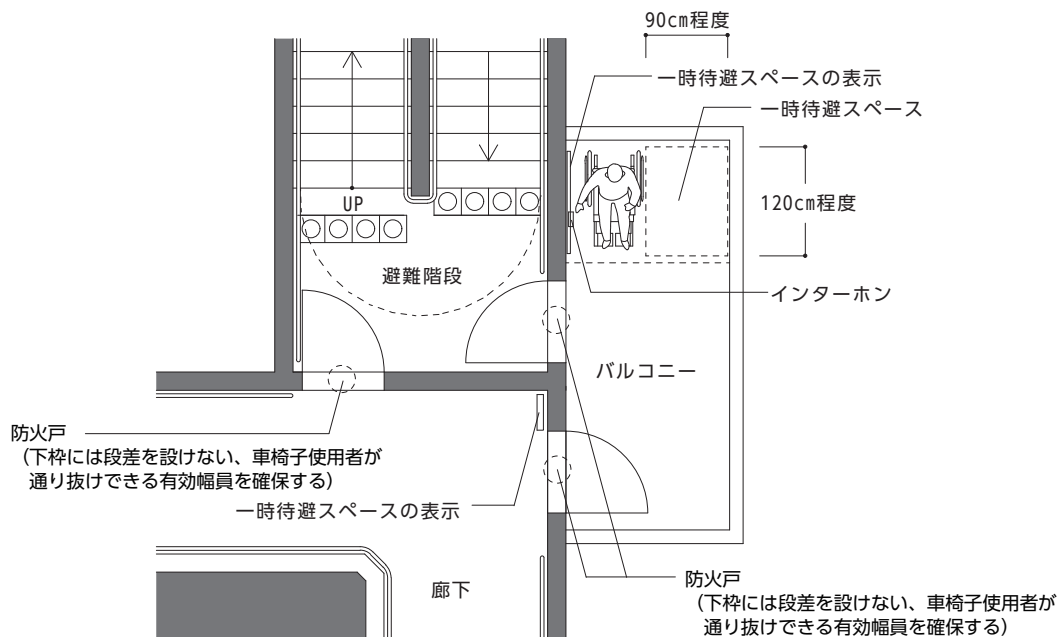


【図26.4】一時待避スペースの断面イメージ（避難階段）

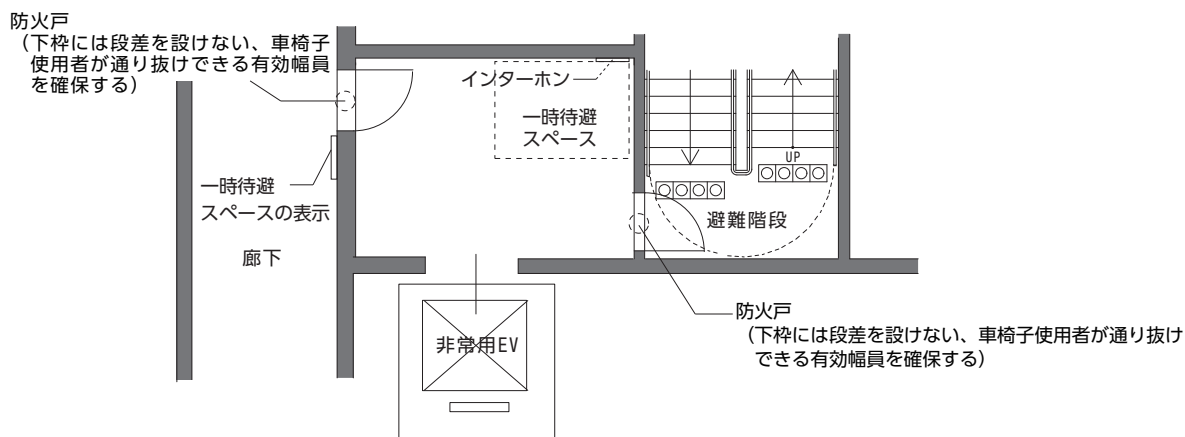


《 参 考 図 》

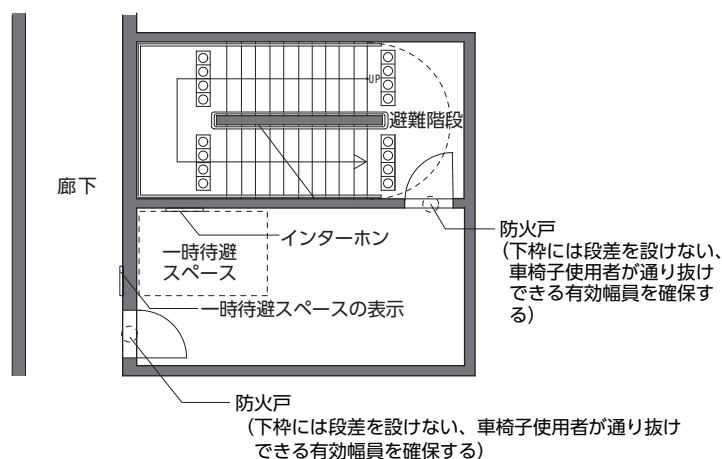
【図26.5】 バルコニー等の一時待避スペースの例



【図26.6】 非常用エレベーターの兼用ロビーに設定する例



【図26.7】 避難階段に連結して設定する例



【図26.8】 一時待避エリアの表示例



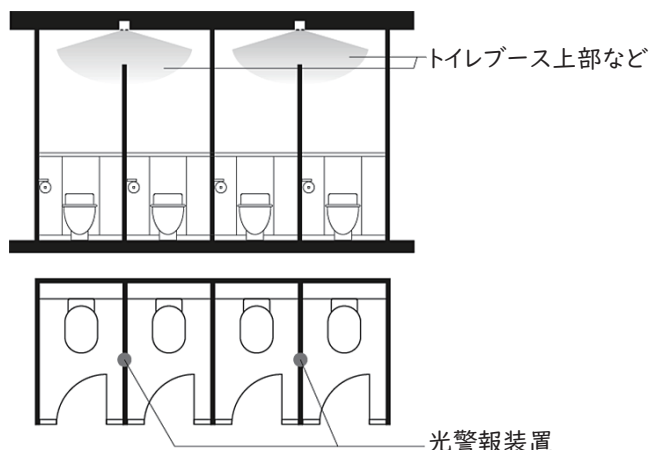
※一時待避エリアの要件を満たす場合に限り。
 ※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」（平成25年 東京消防庁）を参照すること。

《コラム》

「光警報装置の設置」

光警報装置は火災を感知すると従来の音による警報に加え光による警報を発するもので、主に聴覚障害者や高齢者の方のために火災を知らせる装置です。

便所及び便房内では聴覚障害者に火災の発生が分かるように、光警報装置を設けることが望ましいです。光警報装置を設置する場合は、トイレブース内の扉等に光警報装置の点滅が火災の発生を表す旨を表示することや、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する必要があります。



便所及び便房内以外でも、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等へも、光警報措置を設置することが望ましいです。

光警報装置には「光感受性てんかん防止対策」が盛り込まれています。

光警報装置を設置する場所には、光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等に JIS Z8210 に規定する光警報装置の案内図記号を設置することが望ましいです。



・光警報装置の設置位置の例



イラスト：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和 6 年 3 月版 国交省）（P.164）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001734093.pdf>

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 国土交通省

資料：「光警報装置のおすすめ（一般社団法人 日本火災報知機工業会）」
<https://www.kaho.or.jp/pages/jikaho/docs/poster/booklet-hikari-keihou-201708.pdf>

参考：令和 7 年 1 月 30 日 消防予第 30 号及び第 31 号 光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について（通知）
「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」
等の改定について

②7 手すり

【基本的考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の誘導、転落防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

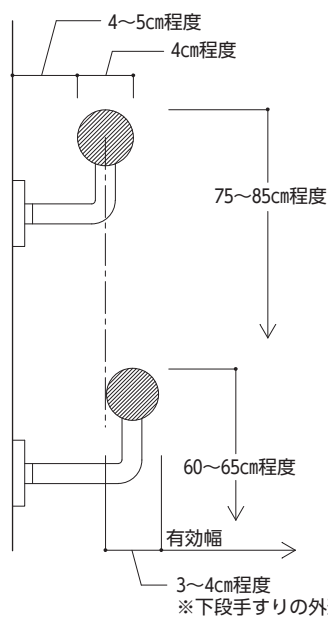
■望ましい整備

種別	◎ 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1 段の場合は 75cm～85cm 程度、2 段の場合は 60cm～65cm 程度及び 75cm～85cm 程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 ◎ 2 段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。 ◎ 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。	→【図 27.1】 【図 27.2】参照
形状	◎ 外径 3～4cm 程度の円形又は楕円形とする。（下段にあては 3cm） ◎ 利用者の負担なく利用しやすいものとするため、できるだけ直線のものとし、波形のもの等は避ける。	→【図 27.1】参照
壁との関係	◎ 壁との空きは、4～5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。 ◎ 手すりが取り付け壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。	
端部	◎ 端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 27.3】参照
水平部分	◎ 階段の手すり端部の水平部分は、降り口と踊り場は 45cm 以上、昇り口は 30cm 以上とする。 ◎ 傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とする。	→【図 27.4】参照 →【図 27.5】参照
材質	◎ 手ざわり、耐久性、耐食性などを取付箇所に見合ったものとする。 ◎ 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 ◎ 壁等周囲と識別しやすい色とする。	
標示	◎ 廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。 ◎ 階段及び傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。	→【図 27.6】参照 →【図 27.7】参照
その他の注意事項	◎ 高齢者や障害者等が主に利用する施設においては、玄関や廊下等にも連続して手すりを設ける。また、屋内にも手すりを設ける。 ◎ 視覚障害者の誘導が必要な施設では、手すりに加えて、音声案内装置の設置や施設の職員等による誘導を行う。	

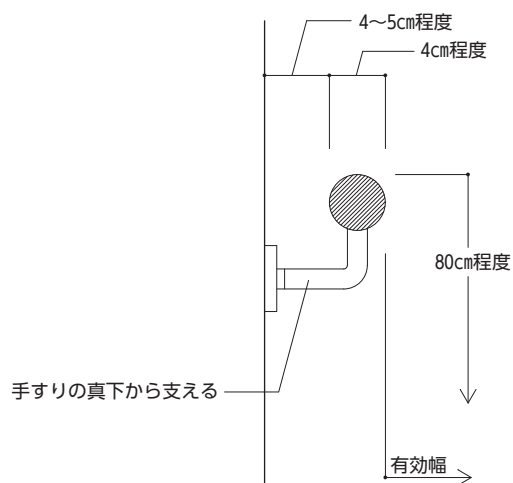
《 参 考 図 》

【図27.1】 手すりの位置と形状

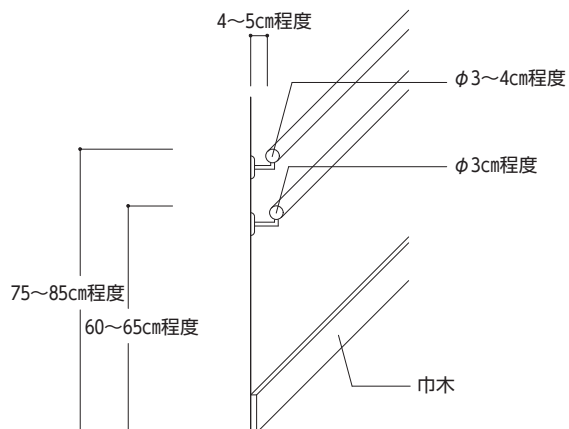
■2本の場合



■1本の場合



【図27.2】 壁面の設置例

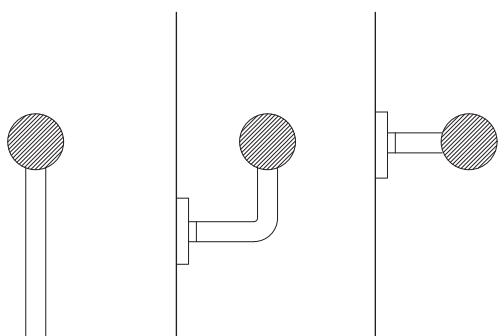


【図27.3】 手すりの形状

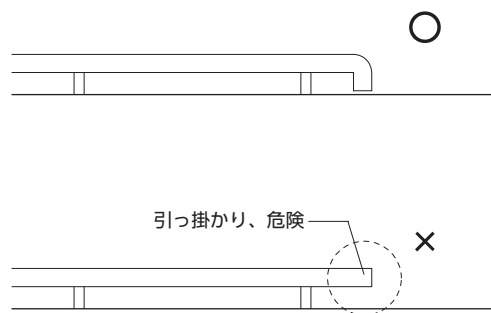
○

○

×

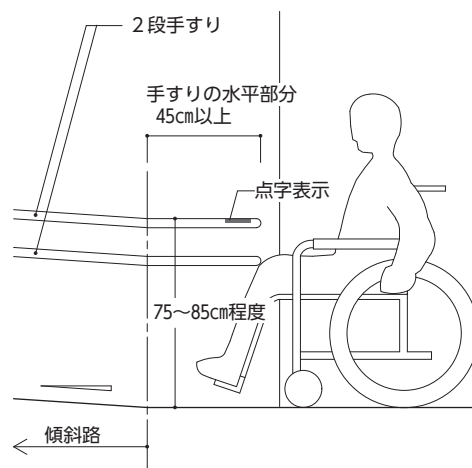


手すりを握る時、
指があたってしまうため、避ける



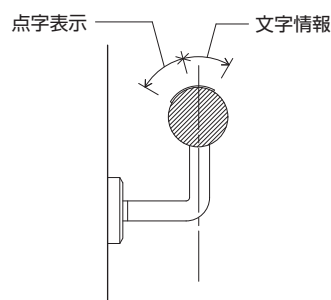
②⑦ 手すり

【図27.5】 傾斜路の手すりの例



壁面側又は下向きに巻き込む

点字表示
(手すりを2段設置する場合は、上段に点字表示を行う)



※JIS T 0921参照

㊼床の滑り

【基本的考え方】

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

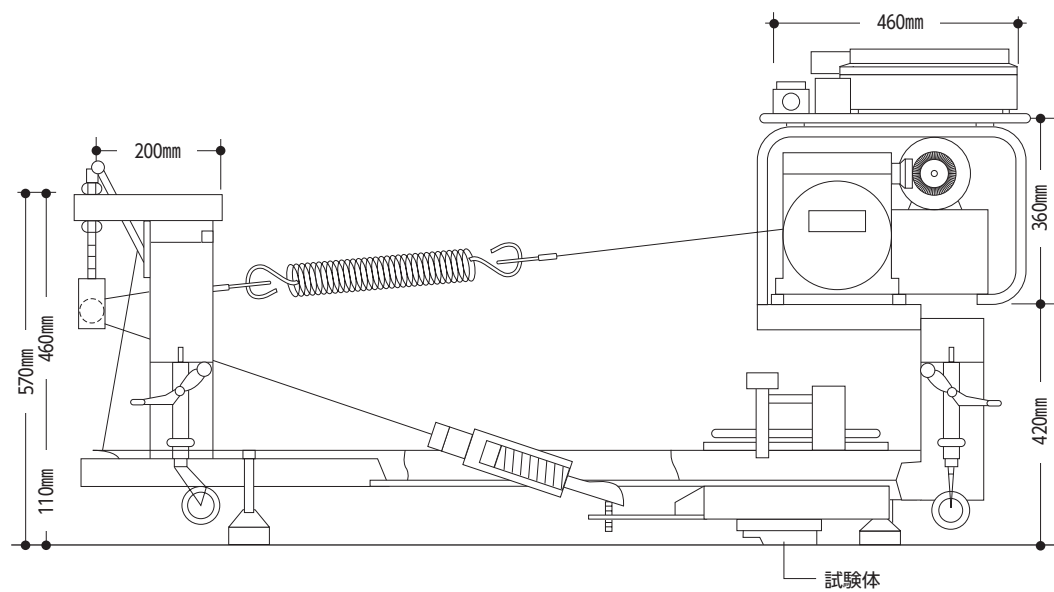
■望ましい整備

評価指標	㊼ 床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）や JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法-第12部：耐滑り性試験方法）によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。 ㊼ 石材などの高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって滑り抵抗値を測定することが可能である。	→【図 28.1】参照 （滑り試験機の例）																		
材料・仕上げ	(1) 履物を履いて動作する床 ㊼ 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1 の滑り抵抗係数（C.S.R）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 ■表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案） <table border="1"> <thead> <tr> <th>床の種類</th><th>単位空間</th><th>推奨値（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">履物を履いて動作する床、路面</td><td>敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床</td><td>C.S.R=0.4 以上</td></tr> <tr> <td>傾斜路（傾斜角：θ）</td><td>C.S.R$\cdot\sin\theta$=0.4 以上</td></tr> <tr> <td>客室の床</td><td>C.S.R=0.3 以上</td></tr> </tbody> </table> ※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月） (2) 素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床 ㊼ 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2 の滑り抵抗値（C.S.R・B）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 ■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案） <table border="1"> <thead> <tr> <th>床の種類</th><th>単位空間</th><th>推奨値（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床</td><td>浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床</td><td>C.S.R・B=0.7 以上</td></tr> <tr> <td>客室の浴室・シャワー室の床</td><td>C.S.R・B=0.6 以上</td></tr> </tbody> </table> ※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月）	床の種類	単位空間	推奨値（案）	履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上	傾斜路（傾斜角： θ ）	C.S.R $\cdot\sin\theta$ =0.4 以上	客室の床	C.S.R=0.3 以上	床の種類	単位空間	推奨値（案）	素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上	
床の種類	単位空間	推奨値（案）																		
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上																		
	傾斜路（傾斜角： θ ）	C.S.R $\cdot\sin\theta$ =0.4 以上																		
	客室の床	C.S.R=0.3 以上																		
床の種類	単位空間	推奨値（案）																		
素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上																		
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上																		

使用条件	◎ 履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときは、床の使用時に想定される次の条件を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。 ・下足（靴、運動靴、サンダル等）、上足（靴下・スリッパ等）又は素足 ・雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等
滑りの差	◎ 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。
留意事項	◎ 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶ。 ◎ 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。 ◎ 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜り等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意する。 ◎ 一般的に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石けん水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、滑り片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。 ◎ 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ◎ グレーチングやマンホール蓋は雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ◎ 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗や清掃状況により、竣工時の状況から変化することに留意して、清掃や適切なメンテナンスを行う。

《 参 考 図 》

【図28.1】 滑り試験機 (0-Y・PSM) の概要



㊟店舗内の通路や座席

【基本的考え方】

整備基準では利用居室等の出入口までの整備を定めているが、高齢者、障害者等が円滑に店舗を利用するためには、店舗内の通路や座席の配置について配慮する必要がある。

■望ましい整備

店舗内通路	◎ 車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）が、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員（90cm 程度）を確保する。飲食店の場合は、椅子に座った状態でも 90cm 程度を確保する。 ◎ 飲食店の配膳カウンターまでの通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm 程度を確保する。 ◎ 会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。 ◎ 店舗内において、車椅子使用者が転回できる場所（原則 140cm 角以上）を 1 以上確保する。 ◎ 商品や広告等を通路にはみ出して幅を狭めないようにする。 ◎ 段差を設けない。やむを得ず段差が生じてしまう場合は、傾斜路の設置やスロープの用意を行う。	
店舗内での 配慮 (座席)	◎ 車椅子のまま利用できる席は店内全体に分散させ、席を選べるのが望ましい。 ◎ 複数の車椅子使用者が一緒に利用できる席を確保することが望ましい。 ◎ 小規模の店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも 1 箇所のテーブルまで車椅子使用者が単独で行けるようにする。	
(待合)	◎ サービス店舗や飲食店等の待合には、高齢者、障害者等の休憩のように供する設備（ベンチ等）を設ける。その際、通行の妨げにならないよう配慮する。 ◎ 車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する（ベンチ等の移動による対応も可とする）。 ◎ 車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子 1 台につき 90cm 以上とし、奥行きは 120cm 以上とする（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可とする）。	
飲食店での 配慮 (座席)	◎ 車椅子使用者のひざが入るよう、テーブルの下部に高さ 65cm 程度、幅 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。 ◎ 肘掛け椅子と肘掛けのない椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。 ◎ 車椅子使用者が車椅子のまま席につけるよう、固定していない椅子で、テーブル席・カウンター席を用意する。また、椅子は軽く、位置を変えやすいものとする。 ◎ テーブル席・カウンター席の高さは、「㊟カウンター」を参照 ◎ 座席の、蹴込みは座面奥行きの 1/3 以上を確保し、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの妨げにならないよう配慮する。 ◎ 座席間の間仕切りは、可動式とする。 ◎ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる等、原則として可動式の椅子席とする。 ◎ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の	→建築物編（共同住宅等以外） 「㊟カウンター」参照

	1/2以上の席を可動式の椅子席とする。 ◎ 可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。 ◎ 可動式の椅子等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ◎ 可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者も共通して利用できるものとして設ける。
(その他)	◎ 視覚障害や聴覚障害等、障害特性に応じて、点字や写真を活用した注文のしやすいメニューを用意する。 ◎ 点字メニューがない場合には、店員がメニューを読み上げる等により、視覚障害者に配慮する。 ◎ 知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切り等を含む）を用意する。 ◎ セルフサービスの飲食店やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。 ◎ セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。
物販店での配慮 (商品棚)	◎ 車椅子使用者や子どもの視線でも選びやすく、手が届きやすくなるよう棚の高さに配慮するとともに、商品を整理して陳列する。 ◎ 外国人にも分かりやすいよう、多言語表記を行う。 ◎ 主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cm以上とする。（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする。）ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。
(レジカウンター)	◎ 客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を確保する。 ◎ 客側からも金額を確認できるようにする。 ◎ 手荷物や杖を置いて財布の出し入れができるように、レジ前に荷物や杖を一時的における台などを設置する。
(試着室)	◎ 車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。 ◎ 車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120cm以上×90cm以上）を確保する。 ◎ 試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とする。 ◎ 試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。 ◎ 車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。
(その他)	◎ 客へのお知らせは、音声情報と視覚情報との両方で伝えるよう工夫する。 ◎ 車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済の商品を袋詰めするための台）を1以上設ける。

◆ソフト面の工夫

	◎ 施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行い、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。	
--	--	--

「コラム」

「職員等関係者に対する適切な教育訓練」

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、**施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。**

そのため、施設設置管理者は、以下のような取り組みを充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

○従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。

＜接遇マニュアルの例＞

「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編」

観光庁が発行している当マニュアルでは、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。



○ホテル又は旅館において高齢者、障害者等と共に行う体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが望ましい。

＜研修や体験学習の例＞



・障害者スポーツの理解を深めるための体験イベント

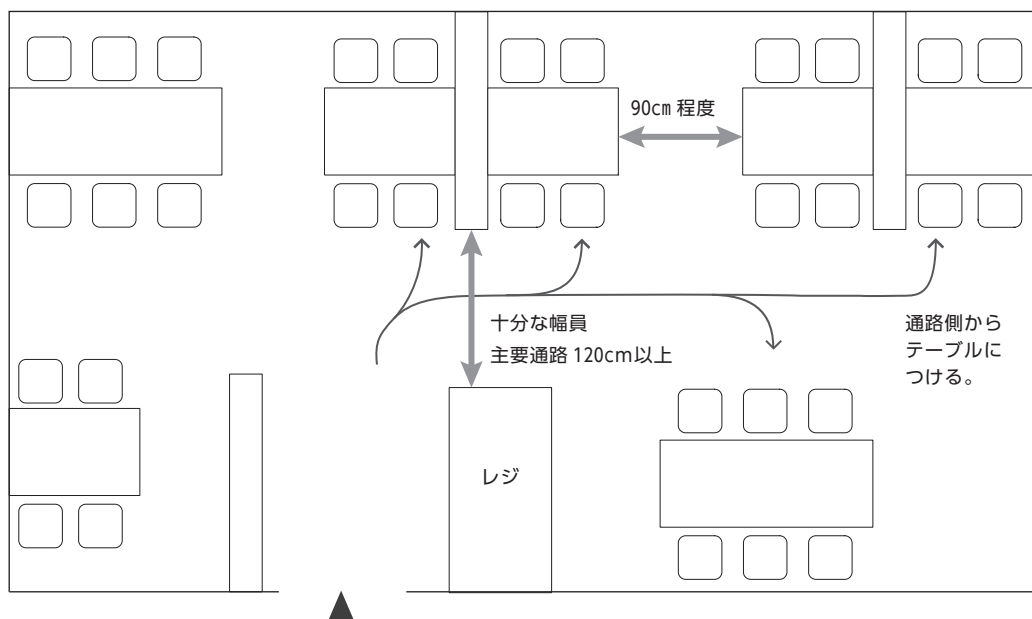


・駅やホテルを舞台に高齢者や障害者へのサポートやサービスの仕方を体験するイベント

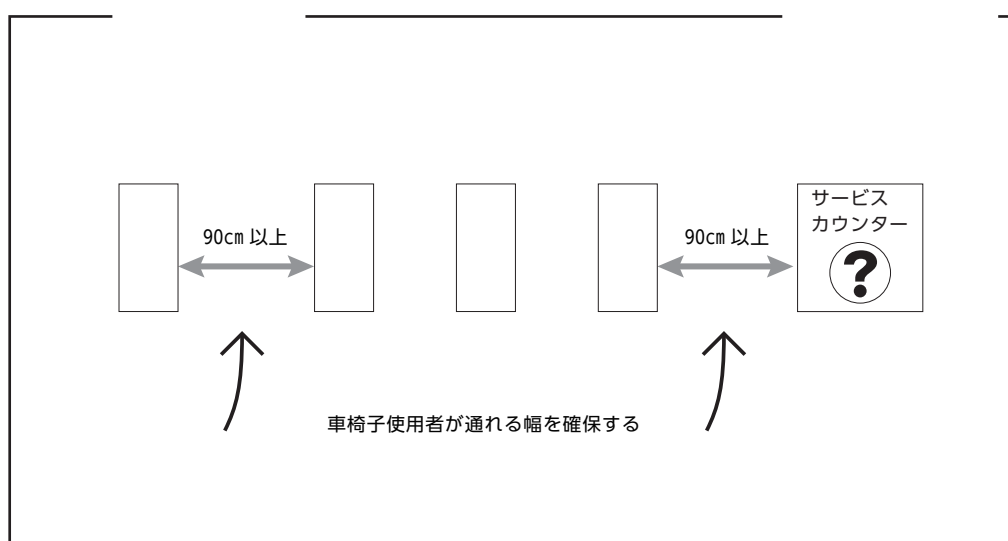
写真提供：京王プラザホテル

《 参 考 図 》

【図29.1】店舗内通路

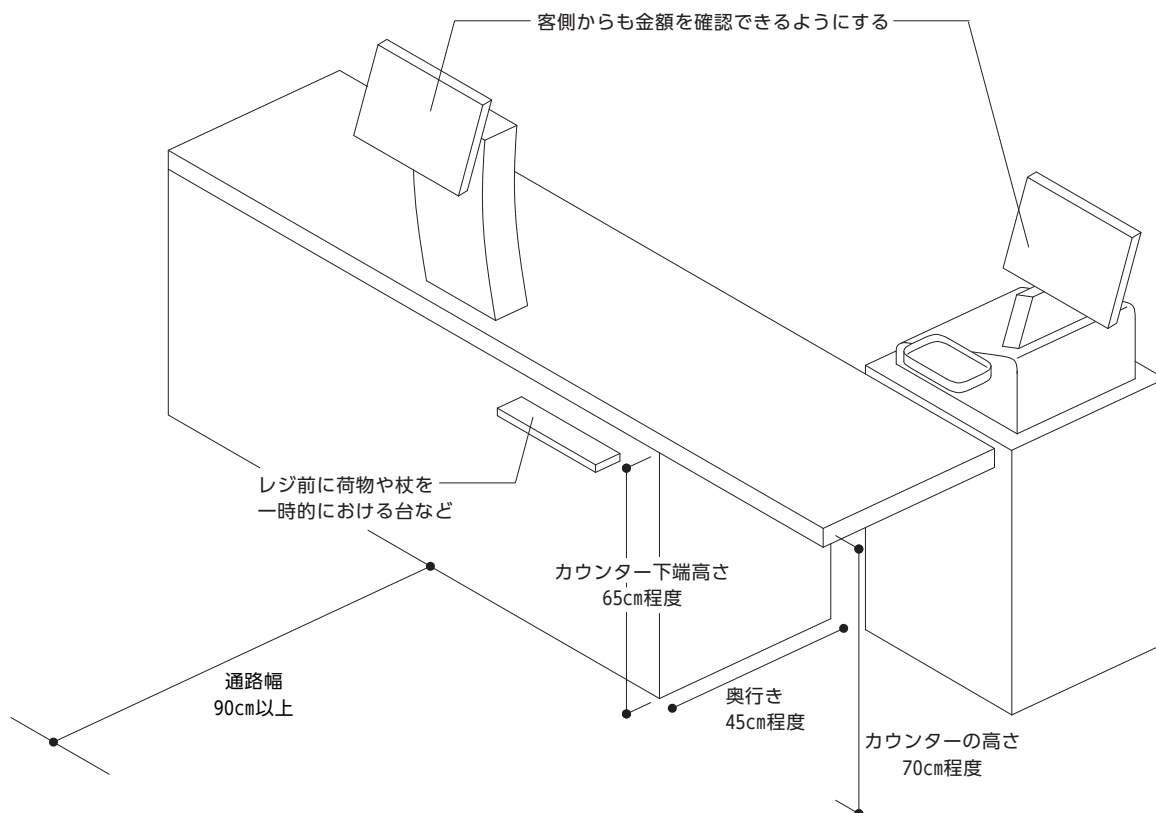


【図29.2】店舗内通路（レジカウンターまわり）

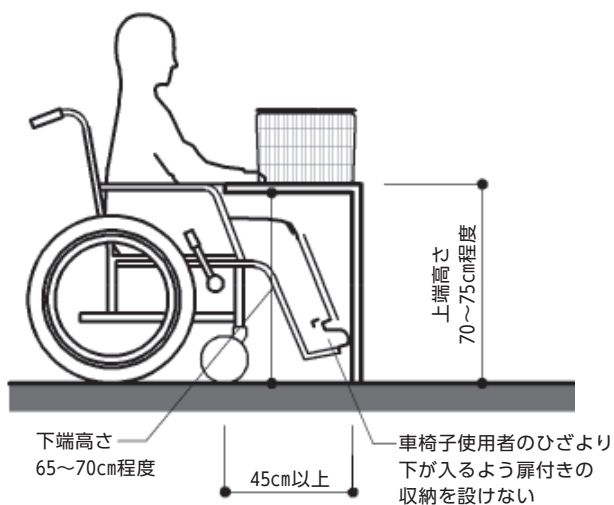


《 参 考 図 》

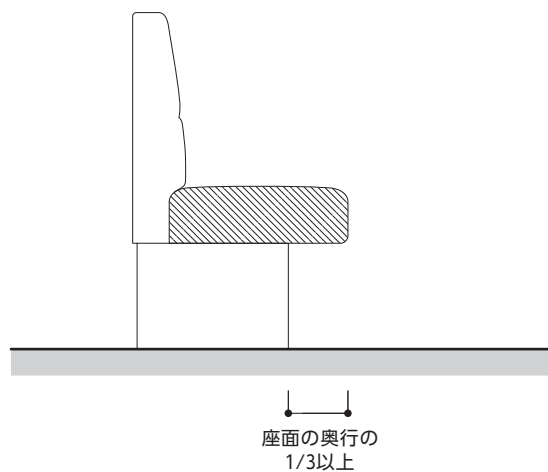
【図29.3】 レジカウンター



【図29.4】 サッカー台の例

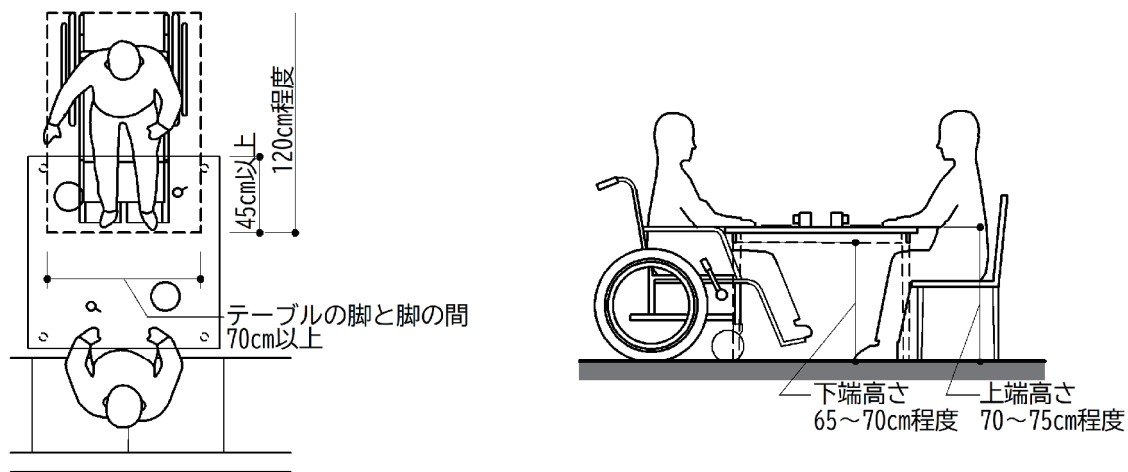


【図29.5】 座席の蹴込みスペース

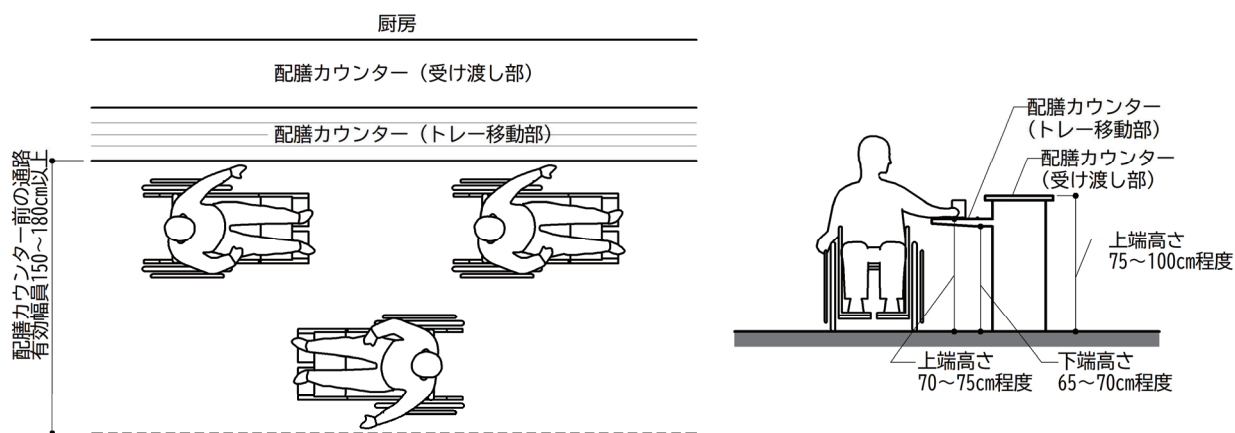


《 参 考 図 》

【図29.6】可動式の椅子席の例

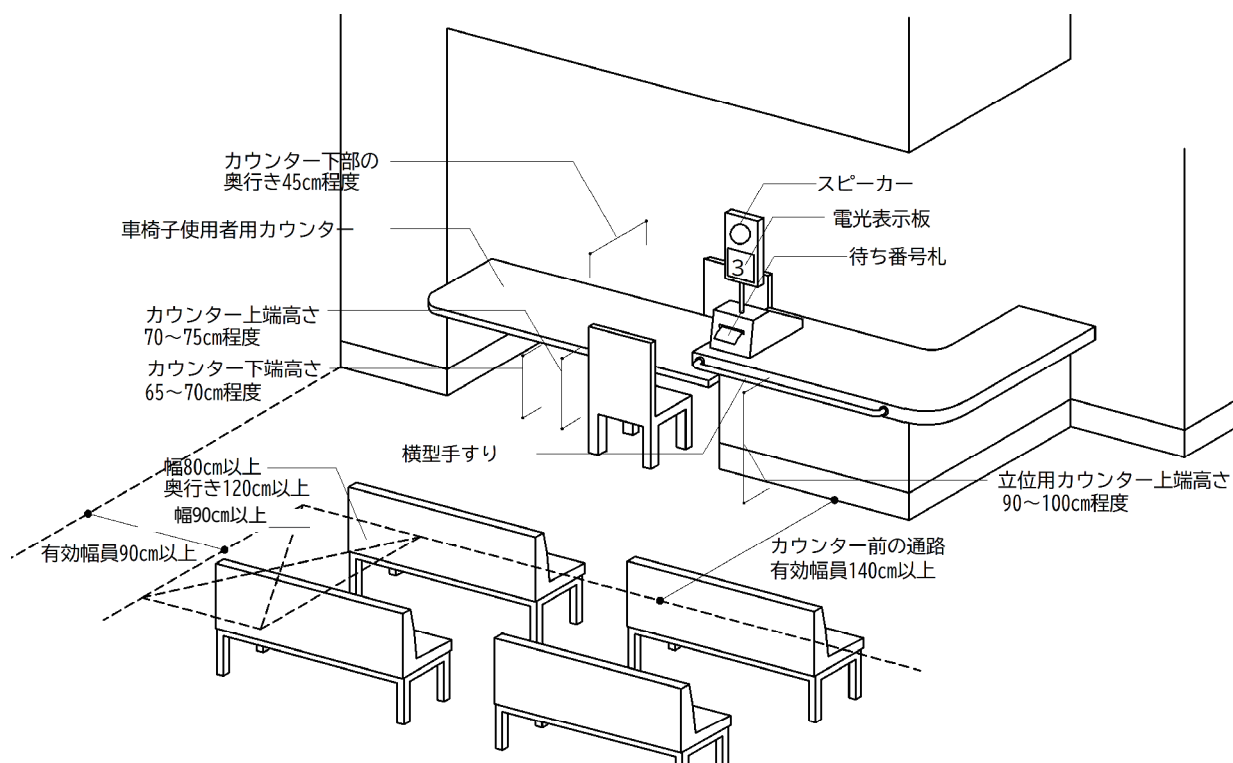


【図29.7】配膳カウンターと通路の例



《 参 考 図 》

【図29.8】 サービス店舗の例



③⑩休憩スペース、カームダウン・クールダウン

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含めた全ての人が快適に休憩するためのスペースを利用しやすい位置に設置する。また、外出先でパニックや、急な発作・幻聴等を起こす利用者がいるため、静かな場所を確保し適切に対応することが望ましい。

■望ましい整備 ー再掲載ー

③廊下等

その他の 注意事項	◎ 休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。(例:腰掛け等を設置)	
--------------	--	--

⑪観覧席・客席

観覧席・客席	◎ 乳幼児連れ、知的障害・発達障害・精神障害を含む障害者等の利用者が周囲の気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。	
--------	--	--

⑪⑦公共的通路

その他の 注意事項	◎ 公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。	
--------------	------------------------------------	--

⑪⑧子育て支援環境の整備

その他の 注意事項	◎ ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。	
--------------	--	--

⑪②⑥緊急時の設備・施設

救急処置 室・休憩室	◎ 多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。	
---------------	---	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 施設の利用者の中には、様々な視覚情報、音声情報及び騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となったり、不測の事態が生じた場合等にパニックになったりする人がいる。しばらく時間をおき、気持ちが落ち着いてから、「どうしたのか?」と尋ねることで、冷静に自分の行動を振り返ることができる。この対応をカームダウン・クールダウンという。施設内に、カームダウン・クールダウンのスペースを用意したり、パーテーション等で視線を遮れるような空間を設けたりするだけでも有効な場合がある。	
--	--	--

《コラム》

「カームダウン・クールダウンスペースの設置」

国立競技場では、知的・精神・発達障害者等が観客の多さや喧噪でパニックを起こした際、あるいはそれを予防する際に気持ちを静めるための休憩室（カームダウン・クールダウンスペース）を各所に設けている。

休憩室は、気持ちを静めることができるよう、周囲の雑音や視覚情報を遮る個別の空間となっており、一人あるいは同伴者と2人きりになることができるスペースが設けられている。

また、休憩室の入り口には、カームダウン・クールダウンスペースであることを示すピクトグラム（JIS Z 8210）を表示し、「この部屋は気持ちを静めるための部屋です。」という説明書きを併記することで、部屋の機能がわかりやすくなるよう配慮がされている。



・カームダウン・クールダウンスペースのピクトグラム

写真提供：日本スポーツ振興センター



・カームダウン・クールダウンスペースの内部

写真提供：日本スポーツ振興センター

